

令和8年2月4日  
世田谷保健所生活保健課

## 旅館業法及び住宅宿泊事業法の適正な運用に関する検討について（進捗報告）

### 1 主旨

区民の安心の確保と静穏な住環境の維持に向けた旅館業、住宅宿泊事業の適正な運営のあり方の検討に向けて、第2回府内連絡会を開催した。

第2回府内連絡会と令和8年度から開催する（仮称）「世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業検討委員会」の概要について報告する。

### 2 背景、目的

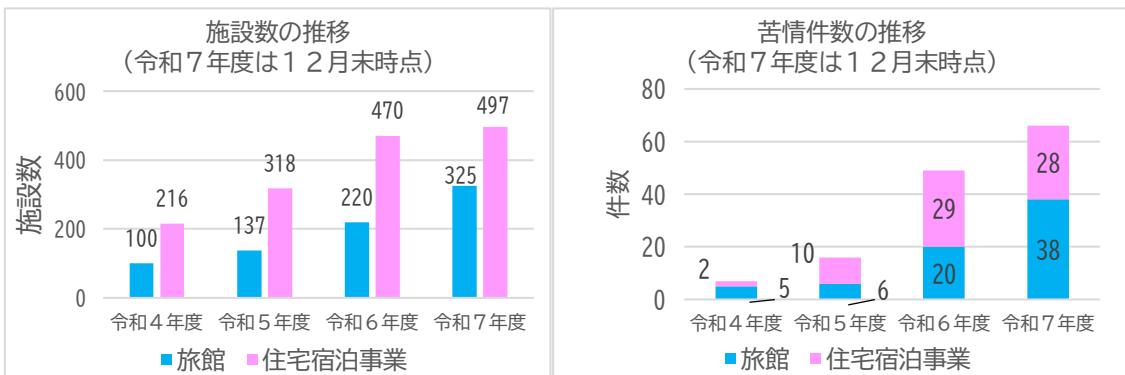
平成30年6月に住宅宿泊事業法及び改正旅館業法施行令が施行されたことにより、共同住宅の一室や戸建て住宅等での旅館業及び住宅宿泊事業が可能になった。

令和5年5月には新型コロナウイルス感染症の感染症予防法上の扱いが2類相当から5類に移行し、海外からの旅行者だけでなく国内旅行者が増加したこと、旅館業の営業許可申請数及び住宅宿泊事業の届出数が増加している。施設数の増加に伴い、近隣住民等からの相談・苦情件数の増加や旅館業における新たな課題が生じ、その対応に苦慮している。

今後も、旅館業、住宅宿泊事業の施設数の増加が見込まれており、区民の安心の確保と静穏な住環境を維持するためには、平成29年の住宅宿泊事業法制定時に実施した時と同様に、改めて外部有識者等からなる検討委員会において、旅館業、住宅宿泊事業の適正な運営のあり方について検討していただき、今後の区の旅館業、住宅宿泊事業の施策、監視指導に反映させる必要がある。

外部有識者等からなる検討委員会の実施に向けて、府内の関係各課と現状と課題の共有や意見交換を行い、全府的に旅館業、住宅宿泊事業の適正な運営のあり方を検討するために、令和7年10月に第1回府内連絡会を開催した。

この度、第2回府内連絡会を開催したとともに、令和8年度からの外部有識者等からなる検討委員会の概要が決定したので、報告する。



### 3 第2回庁内連絡会の概要

#### (1) 実施日時

令和8年1月21日(水) 13時30分から14時20分

#### (2) 構成員

世田谷総合支所地域振興課長
政策経営部政策企画課長
生活文化政策部文化・国際課長
経済産業部商業課長
経済産業部経済課長
清掃・リサイクル部事業課長
子ども・若者部保育課長
教育政策・生涯学習部教育総務課長
世田谷保健所生活保健課長

※ 事務局は世田谷保健所生活保健課環境衛生施設係とする。

#### (3) 内容

- ① 今後の検討の進め方について
- ② (仮称)世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業検討委員会について
- ③ 各課意見交換

#### (4) 庁内連絡会での主な意見

- ① 町会の連絡会において、新たに旅館業もしくは住宅宿泊事業を行う際には、どのような経営を行うのかを把握しておきたいという町会がある。  
また、住宅宿泊事業に限らないが、施設からの火災を心配する町会もある。
- ② 住宅宿泊事業から排出される廃棄物の量が少ないと事業者及び宿泊者による分別の不徹底により、廃棄物処理業者との契約に至らないケースも想定される。このため、引き続き事業者への適切な資源・ごみの排出を啓発する必要がある。

#### (5) 庁内連絡会で確認した課題や方向性

第1回、第2回の庁内連絡会を通じて、当区における旅館業及び住宅宿泊事業の課題や方向性について、以下を確認した。

- ① 旅館業及び住宅宿泊事業の施設数の増加とともに、ゴミ出しや騒音をはじめとする苦情の件数も増加していることから、事業者に適切な運営を促し、区民が安心して生活できる環境にしていく必要がある。
- ② 近隣住民への施設開設前の事前周知や標識の掲示、苦情防止のための地域ルールの宿泊者への説明、苦情等への適切かつ迅速な対応等、旅館業と住宅宿泊事業での差異をなくし、地域住民が安心して生活できるようにすることや、利用者が衛生的な環境で宿泊できるように、事業者の責務を定める必要がある。

- ③ 屋外の浴槽設置など新たな事例に対し、周辺環境との調和、衛生及び安全の確保ができるよう構造設備の基準を検討する必要がある。
  - ④ 廃棄物に関する事業者への周知等について、保健所と関係所管がより連携を強化して行う必要がある。
- (6) 庁内連絡会の今後のスケジュール（予定）  
後述の(仮称)世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業検討委員会での議論の状況等を踏まえ、適宜開催する。

#### 4 (仮称)世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業検討委員会の概要について

##### (1) 目的

旅館業、住宅宿泊事業の適正な運営のあり方について、外部有識者等、様々な立場の方に助言、提案をいただき、今後の旅館業、住宅宿泊事業の施策、監視指導に反映させる。

##### (2) 構成員案

外部有識者
弁護士
観光学研究者
建築物衛生管理研究者
区民
商店会代表
町会代表
事業者
不動産事業者
旅館業または住宅宿泊事業者
教育
教育関係者
行政
警察署代表
消防署代表

##### (3) 検討委員会の今後のスケジュール（予定）

令和8年内に4回程度の検討委員会を開催する。

検討委員会での議論や、助言や提案に基づく今後の旅館業、住宅宿泊事業の施策、監視指導の方向性について、適宜、福祉保健常任委員会に報告を行う。

#### 5 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月以降 第1回(仮称)世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業検討委員会